

## 地域自主戦略交付金交付申請等要領（社会資本整備に関する事業）

地域自主戦略交付金の交付申請等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和34年4月1日付け建設省発会第107号建設事務次官通知。以下「工事設計書通知」という。）、地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け、府地戦第33号・警察庁甲官発第109号・総官企第112号・23文科施第4号・厚生労働省発健0401第10号・22農振第2184号・平成23・03・24財地第1号・国官会第2614号・環境政発第110330002号通知）及び地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知。）その他の特別の定めがあるもののほか、以下のとおり取り扱うこととする。

### 第1 交付金の交付申請の手続

- 1 地域自主戦略交付金の交付申請は、国土交通大臣あての地域自主戦略交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を原則添付し、これらを提出して行うものとする。
  - 一 交付金を充てて施行しようとする交付対象事業の概要を示す図面
  - 二 交付金を充てて施行しようとする交付対象事業に、交付金、一般財源及び地方債（地方道路整備臨時貸付金を含む。以下同じ。）以外の財源を充てようとするときは、事業費財源表
- 2 交付申請書は、地方整備局長等（地方整備局長又は北海道開発局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 3 地方整備局長等は、第2項の規定により提出を受けた交付申請書について、交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、地域自主戦略交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）に提出を受けた交付申請書を添付し、これを国土交通大臣に提出するものとする。

### 第2 交付金の交付決定の変更申請

- 1 交付決定を受けた交付金について、交付決定単位ごとの交付決定額、交付金を充てる事業に要する経費の配分又は交付金を充てる事業の内容を変更しようとするときは、国土交通大臣あての地域自主戦略交付金交付決定変更申請書（以下「交付決定変更申請書」という。）に、原則、第1第1項各号に定める書類を添付し、これらを提出して、交付決定の変更申請を行うものとする。
- 2 第1第2項及び第3項の規定は、前項の交付決定の変更申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「交付決定変更申請書」と、第1第3項中「地域自主戦略交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「地域自主戦略交付金交付決定変更申請進達書（以下「変更申請進達書」という。）」と読み替えるものとする。

- 3 交付金を充てる事業に要する経費の費目間の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第1号の軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、経費の配分に関する変更申請を要しない。
- 4 要素事業の新設又は廃止を伴わない事業の内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

### 第3 交付金を充てて施行する事業の完了予定期日の変更

- 1 交付金を充てて施行する事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、事業に関する国土交通大臣あての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、交付金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6箇月以内であるものをしようとするときは、この限りでない。
- 2 第1第2項及び第3項の規定は、前項に規定する事業の完了予定期日の変更の報告の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「完了予定期日変更報告書」と、第1第3項中「違反せず、金額の算定に誤りがない」とあるのは「違反しない」と、「交付金を交付すべき」とあるのは「完了予定期日の変更がやむを得ない」と、「地域自主戦略交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「地域自主戦略交付金完了予定期日変更報告進達書（以下「変更報告進達書」という。）」と読み替えるものとする。
- 3 第1項に規定する完了予定期日の変更が経費の配分又は事業の内容の変更（適正化法第7条第1項第1号又は第3号の軽微な変更）に該当するものを除く。）に伴うものであるときは、同項本文の規定にかかわらず、第2第1項に規定する交付決定変更申請書に、完了予定期日を変更しようとする旨を記載して、これを提出するものとする。

### 第4 工事設計書等の作成、費目の内容及び算定方法

- 1 第1の交付申請又は第2の交付決定の変更申請を行おうとするときは、交付金を充てて施行しようとする事業ごとに、事業費の内訳を明らかにしておくものとする。
- 2 前項の規定により作成した事業費の内訳を明らかにした書類は、原則、交付申請又は交付決定の変更申請に当たっては、提出を要しない。
- 3 第1項の事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、別表に定めるとおりとする。
- 4 第1項の事業費の内訳を作成する際の際の要領及び基準は、工事設計書通知及び従前の補助事業等に係る通知、要綱等を参考にするものとする。
- 5 第1項の事業費の内訳を作成する際に用いる設計単価及び歩掛について、前項に規定する要領及び基準により難しい特別な事情があるときは、諸要素を勘案した適正な単価又は歩掛等を用いて算出することができる。この場合は、算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を事業費の内訳に添付しておくものとする。

### 第5 交付金の交付決定の取消申請

- 1 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付の決定の取消を申請しようとするときは、国土交通大臣あて地域自主戦略交付金交付決定取消申請書（以下「交付決定取消申請書」という。）を提出して、交付決定の取消申請を行うものとする。

- 2 第1第2項及び第3項の規定は、前項の交付決定の取消申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「交付決定取消申請書」と、第1第3項中「地域自主戦略交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「地域自主戦略交付金交付決定取消申請進達書（以下「取消進達書」という。）」と読み替えるものとする。

## 第6 申請書等の様式

第1から第5までに定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。

一	交付申請書	参考様式第1
二	進達書	参考様式第2
三	交付決定変更申請書	参考様式第3
四	変更申請進達書	参考様式第4
五	完了予定期日変更報告書	参考様式第5
六	変更報告進達書	参考様式第6
七	事業費財源表	参考様式第7
八	交付決定取消申請書	参考様式第8
九	取消申請進達書	参考様式第9

## 第7 一括設計審査（全体設計）

- 1 交付金を充てて施行しようとする事業において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2カ年度以上にわたる工事を施行する場合は、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けることができる。これを変更する場合も同様とし、事業費（全体設計額）の総額の変更については、変更の申請を行うものとする。
- 2 前項の規定による設計審査（以下「一括設計審査（全体設計）」という。）を受けようとするときは、交付申請前に、一括設計審査（全体設計）申請書並びに一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出するものとする。
- 3 一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を作成する際の要領及び基準は、第4第1項の規定により、交付申請又は交付決定の変更申請に際して作成する場合の要領及び基準に準じるものとする。なお、施行年度毎に区分して作成する必要はない。
- 4 一括設計審査（全体設計）の申請に関する前2項の規定は、一括工事設計書（全体設計書）の変更の申請について準用する。この場合において、第2項「一括設計審査（全体設計）申請書」とあるのは「一括設計審査（全体設計）変更申請書」と読み替えるものとする。
- 5 一括設計審査（全体設計）（変更の審査を含む。）を受けた事業については、各年度の交付金の交付申請又は交付決定の変更申請に当たって、第4第1項の規定にかかわらず、事業費の内訳を明らかにした書類を作成することを要しない。ただし、当該事業について、一括設計審査（全体設計）の変更の審査を受けずに事業費の内訳を変更している場合には、この限りでない。
- 6 第2項及び第4項に定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。
  - 一 一括設計審査（全体設計）申請書 参考様式第10
  - 二 一括設計審査（全体設計）変更申請書 参考様式第11

## 第8 国費率差額の交付申請

- 1 交付金の交付を受けて次の各号のいずれかに該当する交付対象事業を施行する場合において、それぞれ当該各号に規定する法律の定めに基づき国が負担することとなる通常の負担又は補助の割合を超える部分の額（以下「国費率差額」という。）は、既に交付した交付金の精算額（繰越がある場合は繰越額を含む。以下同じ。）に引上率を乗じて得た額から、既に交付した交付金の精算額を減じた額に相当する額とする。
  - 一 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第2条第2項に規定する開発指定事業
  - 二 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第9項に規定する公共下水道幹線管渠等整備事業
- 2 前項に規定する引上率は、前項各号に規定する法律の定めに基づき総務大臣から別途毎年度通知される引上率とする。
- 3 第1項の国費率差額の交付を受けようとするときは、国土交通大臣あての国費率差額交付申請書に申請額の計算書を添付し、これらを提出して、交付申請を行うものとする。
- 4 第1第2項及び第3項の規定は、前項の国費率差額に係る交付申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「国費率差額交付申請書」と、第1第3項中「地域自主戦略交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「地域自主戦略交付金（国費率差額）交付申請進達書（以下「国費率差額進達書」という。）」と読替えるものとする。
- 5 第1項に規定する額の国費率差額について交付決定を受けた後、当該額の算定の基礎となった繰越額の全部又は一部に不用が生じたときは、当該額のうち不用額に相当する額を減額する交付決定の変更申請を行うものとする。
- 6 第3項及び第4項に規定する申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。
  - 一 国費率差額交付申請書 参考様式第12
  - 二 国費率差額進達書 参考様式第13

## 第9 雑則

- 1 交付決定単位は、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市とする。
- 2 交付規則第3条に規定する申請書の提出時期は、地方公共団体に対し、別に通知する。
- 3 交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的期間は30日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。